

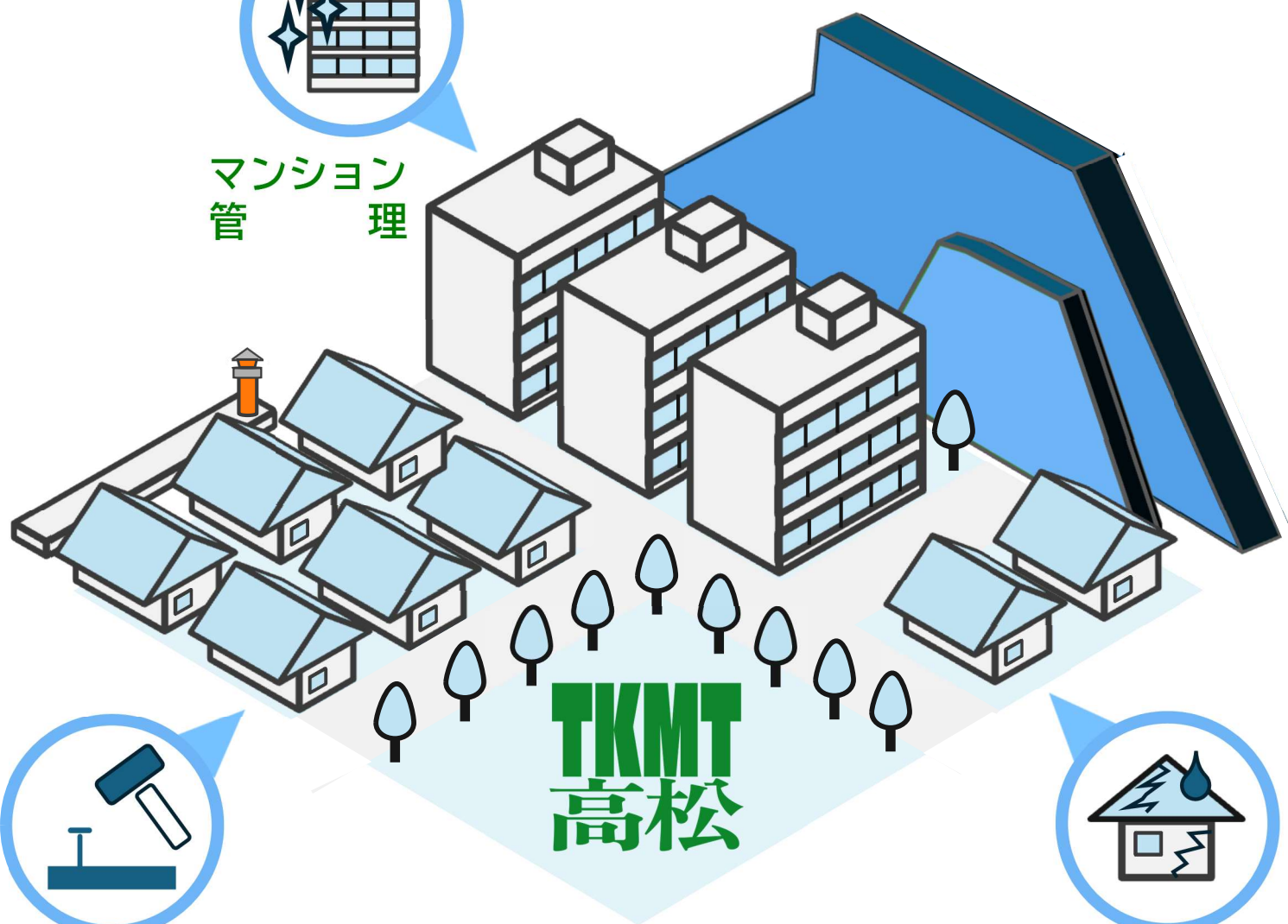
住まいの パンフレット

新 築・リフォーム・賃 貸・マンション・空き家

令和8年度版



マンション
管 理



新 築
補 助 金



リフォーム
補 助 金

住まいを借りる・貸す

高齢者向け住まい・施設	3
住宅セーフティネット制度	4
市営住宅の申し込み	4
入居債務保証支援モデル事業	5
終身建物賃貸借契約制度	6
セーフティネット専用住宅改修事業	6
居住サポート住宅改修事業	6
大家さん向けの融資制度	7

住まいを買う

高松市居住誘導区域図	10
スマートハウス等普及促進補助事業	11
自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助事業	12
みらいエコ住宅2026事業	13
給湯省エネ2026事業	13
かがわスマートハウス促進事業	14
「かがわヒノキ」住宅助成事業	16
住宅取得支援事業	18
【フラット35】子育てプラス	19
【フラット35】S	20
【フラット35】S（ZEH）	21
【フラット35】地域連携型	21
景観形成助成事業	22
がけ地近接等危険住宅移転補助事業	22
勤労者住宅資金融資制度	23
住宅ローン減税	23
リバースモーゲージによる高齢者住まい応援事業	24
高齢者向け住宅ローン	24
【フラット35】維持保全型	25
既存住宅かし保険	26

空き家を何とかしたい

空き家改修補助事業	29
空き家家財道具処分補助事業	29
安心あんぜん住宅事業	30
既存住宅状況調査（インスペクション）	30
空き家等マッチング事業	31
香川県版 空き家バンク	31
老朽危険空き家除却支援補助事業	32
解体工事業者登録簿の閲覧	32
空き家相談員制度	33
空き家無料相談会	33
相続登記の義務化	34

住まいをリノベする・守る

先進的窓リノベ2026事業	36
【フラット35】リノベ	37
グリーンリフォームローン	37
急傾斜地崩壊対策事業	38
狭あい道路拡幅整備事業	38
リフォーム融資（耐震改修工事）	39
地すべり等関連住宅融資	39
住宅耐震改修等事業	40
家具類転倒防止対策促進事業	40
緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業	41
危険ブロック塀等撤去工事補助事業	41
介護保険住宅改修費支給制度	42
障がい者住宅改修費の給付制度（身・知・精・難）	42
雨水利用促進助成金制度	43
浄化槽の雨水貯留施設改造助成制度	43
雨水浸透施設設置助成制度	43
生垣設置事業	44

住まいをリノベする・守る

屋上緑化事業	4 4
壁面緑化事業	4 4
住宅に設置する浄化槽の補助制度	4 5
水洗便所改造資金貸付制度	4 5
リフォームかし保険	4 6

マンション管理

マンション管理計画認定制度	4 9
マンションライフサイクルシミュレーション	5 0
マンション共有部分リフォーム融資	5 1
マンションすまい・る債	5 2
マンション管理無料相談会	5 3
マンションの管理、維持・修繕に関する相談	5 3
マンション管理士派遣事業	5 4
安心ちんたいコールセンター	5 5
賃貸住宅に関する書面での相談	5 5
大規模修繕工事かし保険	5 6

住まい全般

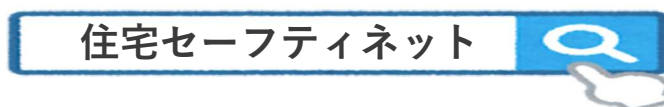
住まいるダイヤル	5 9
自治会について	6 0
高松市公式ホームページ「豊かな住まいづくり」	6 1

検索方法（QRコード検索以外）

- ① インターネット検索で高松市公式ホームページ「もっと高松」を表示します。



(例)



- ② 「もっと高松」のトップページ右上にある【 キーワード検索】から各事業の下段にあるキーワードを入力し、検索ボタンをクリックしてください。



注意事項

- ・ 各種補助金の交付を受ける場合は、補助要件を満たす必要があります。
- ・ 各種補助金について、既に受付を終了している場合がありますので事前にご確認ください。

住まいを 借りる 貸す



- ・ 高齢者向け住まい・施設
- ・ 住まい探しにお困りの方
- ・ 大家さん向けの制度
- ・ 大家さん向けの融資制度

高齢者向け住まい・施設

長寿福祉課 ☎839-2346

	住まい・施設	対象者	特徴
住宅	有料老人ホーム	自立から 要介護の方	介護、食事、生活支援などのサービスを受けることができる施設 ※契約内容はホームごとに異なる。
住宅	サービス付き高齢者 向け住宅	自立から 要介護の方	安否確認と生活相談サービスが必須であり、バリアフリー構造や一定の面積、設備などが定められている施設 ※大部分は上記の有料老人ホームにも該当
住宅	軽費老人ホーム (ケアハウス)	自立から 要介護の方	身体機能の低下などにより、自立した日常生活を営むことについて不安な高齢者に対し、食事の提供や日常生活上のサービスを行うことを目的とした施設
住宅	認知症対応型共同 生活介護 (グループホーム)	要支援2・要介護の方（認知症 状のある方）	認知症の人を対象に、共同生活を送りながら、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを提供する施設
施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護の方 (原則要介護3以上の方)	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所できる施設
施設	介護老人保健施設	要介護の方	症状が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設
施設	介護医療院	要介護の方	急性期の治療を終え、長期の療養が必要な人を対象に医療と日常生活上の介護を一体的に行う施設

施設一覧
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

高齢者施設一覧



住まい探しにお困りの方



住宅セーフティネット制度について

住宅政策課 ☎839-2136

高齢者、所得の低い方など、住まいにお困りの方が入居できる民間賃貸住宅の情報や支援を受けられる居住支援法人をご紹介します。

セーフティ
ネット住宅

居住サポート
住宅

- ・入居を拒まない賃貸住宅
- ・サポート付きの住宅
- ・空き家・空き室を活用
- ・改修補助が利用できる場合がある

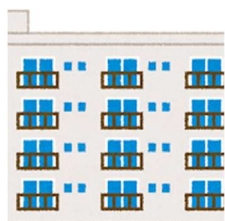
居住支援法人

住宅の確保が難しい方に対し、生活支援を行う法人

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

住宅セーフティネット



市営住宅の申し込みについて

高松市営住宅管理センター ☎802-3660

定期募集

3月、6月、9月、12月に公募

募集する団地等は募集要領やホームページでお知らせ

申込方法

- ・公募する月の申込期間に以下の書類等を窓口を持参
 - ㊦ 市営住宅入居申込書
 - ㊦ 入居予定者全員のマイナンバーが分かるもの
 - ㊦ 申込に来る人の身元が確認できるもの

詳細はこちら

高松市営住宅管理センターホームページ

高松市営住宅管理センター



住まい探しにお困りの方



香川おもいやりネットワーク 入居債務保証支援モデル事業

香川県社会福祉協議会

☎087-861-2233

☎080-2988-3144

保証人がいないことで、住居の確保ができない方に、香川おもいやりネットワーク事業参画法人施設・社会福祉協議会（通称「社協」）が家賃債務保証を含む生活支援を行うものです。
詳しくは、香川県社協へご相談ください。

保証料
15,000円（2年分）

保証の期間
2年（更新可能）

保証の対象

- ①滞納家賃：月額家賃の3か月分に相当する額
 - ②残存動産処分に係る費用及び退去に伴う原状回復に係る費用：上限10万円
- ※月額家賃は生活保護制度における住宅扶助費を上限とする

対象となる方

- 次のいずれにも該当する方
- ①香川おもいやりネットワーク事業（総合相談支援）で関わっている方で、当該賃貸住宅に入居を希望する方。
 - ②家賃等の支払いができるにも関わらず、保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な方。
 - ③原則、世帯の収入が住民税非課税相当以下の方。
（被保護世帯は除く。）

対象住宅

当事業における債務保証契約が可能である賃貸住宅
（公営住宅は対象外です）。

詳細はこちら

香川県社会福祉協議会

<https://www.kagawakenshakyo.or.jp/omoiyari/housingsupport.html>



大家さん向けの制度



終身建物賃貸借契約制度

長寿福祉課 ☎839-2346

住宅政策課 ☎839-2136

(サービス付き高齢者
向け住宅の場合)
(上記以外の場合)

高齢者単身・夫婦世帯が、民間賃貸住宅に居住する際に、借家人一代限りの借家契約を結ぶことができる制度です。

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

終身建物賃貸借



セーフティネット専用住宅改修事業

居住サポート住宅改修事業

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業交付事務局

☎03-6280-8113

住宅に困窮する子育て世帯や高齢者世帯等の住宅確保要配慮者専用住宅や居住サポート住宅に登録した賃貸住宅が、改修を行う際に工事費の一部を国が補助する制度です。

詳細はこちら

交付事務局ホームページ

(セーフティネット専用住宅改修事業)

<https://www.how.or.jp/koufu/snj.html>



詳細はこちら

交付事務局ホームページ

(居住サポート住宅改修事業)

<https://www.how.or.jp/koufu/support.html>



大家さん向けの融資制度

住宅金融支援機構近畿支店まちづくり業務グループ
☎06-6281-9266

賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）

住宅セーフティネット法に基づいて、高齢者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、都道府県などに登録した登録住宅をリフォームする資金又は登録住宅とするためにリフォームする資金を融資する制度です。

詳細はこちら

住宅金融支援機構ホームページ

https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/chintai_reform_safety/index.html



賃貸住宅リフォーム融資（耐震改修）



耐震性能を向上させるため、賃貸住宅をリフォームする資金を融資する制度です。

詳細はこちら

住宅金融支援機構ホームページ

https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/chintai_reform_taishin/index.html



賃貸住宅リフォーム融資（長期耐用耐震改修）



耐震性が不足している賃貸住宅の耐震改修工事と併せて、住宅の間取り、内装、建具、設備などを全面的にリニューアルすることで新築並の賃貸住宅とするための資金を融資する制度です。

詳細はこちら

住宅金融支援機構ホームページ

https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/chintai_reform_taishin2/index.html



大家さん向けの融資制度

住宅金融支援機構近畿支店まちづくり業務グループ
☎06-6281-9266

賃貸住宅リフォーム融資（省エネ住宅）



入居者の健康面に配慮した賃貸住宅の供給を促進することを目的とした、省エネ性能を向上させるためのリフォーム工事の資金を対象とする融資です。

詳細はこちら

住宅金融支援機構ホームページ

https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/syoe_nechintai_reform/index.html



子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資



子育て世帯に必要な広さや高い省エネルギー性能を有し、入居者の健康面に配慮した賃貸住宅の供給を促進することを目的に建設資金を融資する制度です。

特徴

- ・長期固定金利で安心です。
- ・自宅を含めてご融資できます。
- ・65歳未満であれば、原則単独で申込みいただけます。
- ・連帯保証人として、お申込みの時点で機構が承認している保証機関の保証をご利用いただけます。

詳細はこちら

住宅金融支援機構ホームページ

<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/syoenechintai/index.html>

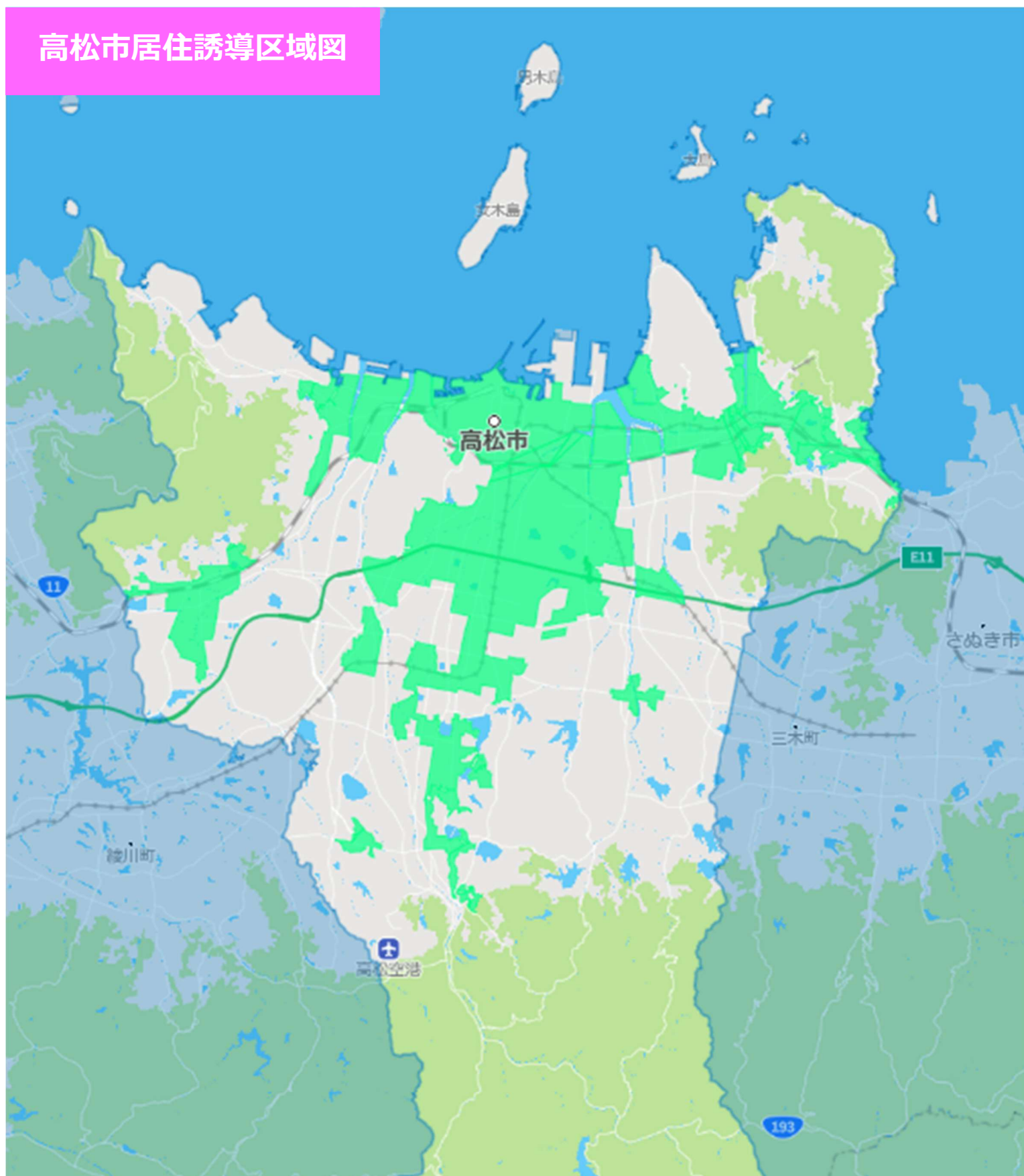


住まいを 買う



- ・ 国や市の補助制度
- ・ 各種融資(住宅ローン)
- ・ 住宅ローン減税
- ・ 既存住宅売買瑕疵保険

高松市居住誘導区域図



 居住誘導区域

居住誘導区域の検索方法を18ページに掲載しております。
※本区域図は参考図のため、区域境などの詳細につきましては、
高松市役所住宅政策課にご確認ください。(TEL087-839-2136)

住まいを買いたい！（脱炭素）



スマートハウス等普及促進補助事業

ゼロカーボンシティ推進課 ☎839-2393

ゼロカーボンシティの実現に向け、エネルギーの地産地消、暮らしの脱炭素化の推進を目的に、家庭用蓄電池の設置や住宅のZEH化等の費用の一部を補助する事業です。

① 家庭用蓄電池

補助要件

- ア：太陽光発電システムと家庭用蓄電池かV2H（電気自動車等充電システム）を同時設置
- イ：太陽光発電システムを既に設置している場合、家庭用蓄電池かV2Hを設置

補助額 6万円

② ZEH化

補助要件

ZEH住宅を購入又は改修する場合で、国の補助を受けるかBELS等の第三者によるZEH評価を受けるもの ※①との併用可

補助額 15万円

○ 居住誘導加算

補助要件 居住誘導区域内に①か②の住宅を建築又は購入

補助額 5万円

③ 断熱リフォーム

補助要件 既築住宅の高性能建材を用いた断熱改修で、国の補助を受けるもの

補助額 15万円（窓のみ実施する場合は5万円）

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

スマートハウス



住まいを買いたい！（脱炭素）

自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助事業

ゼロカーボンシティ推進課 ☎839-2393

ゼロカーボンシティの実現に向け、エネルギーの地産地消の更なる促進を目的に、自家消費を主目的とする太陽光発電設備及び蓄電システムの設置等の費用の一部を補助する事業です。



自家消費型太陽光発電設備と蓄電システムの同時設置の**メリット**

- ・ CO2排出量の削減による地球温暖化防止への多大な貢献 ！
- ・ 災害等による停電時でも電気が使える ！
（蓄電システムと併設することでより効果がアップ ！）
- ・ 電気料金の上昇等による支出増加リスクの低減 ！

補助要件

- ・ 太陽光発電設備のみか太陽光発電設備と蓄電システムの両方を設置すること
- ・ 新築住宅への設置でないこと
- ・ 太陽光発電設備で発電する電力の30%以上を自家消費すること
- ・ FIT・FIP制度を利用しないこと

補助額

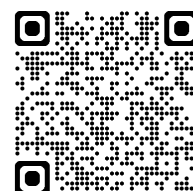
数十万円程度

※補助額等は5月頃に決定します。決定次第、ホームページに掲載いたしますので、詳細はそちらで御確認ください。

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

自家消費型



住まいを買いいたい！（省エネ）



みらいエコ住宅2026事業

住宅省エネ2026キャンペーン補助事業

合同お問い合わせ窓口 ☎0570-081-789

高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助する事業です。

（国土交通省・環境省による補助制度です。）

補助対象者

- 令和7年11月28日以降に基礎工事に着手しており、令和8年12月31日までに申請（＊）した方（予算上限有り）
- ＊長期優良住宅及びZEH水準住宅（賃貸住宅を除く）に該当する新築は、補助対象者が子育て世帯または若者夫婦世帯の場合に限ります。
- ＊注文住宅の新築（ZEH水準住宅に限る）は令和8年9月30日まで
- ＊申請は住宅事業者を通じて行うこと

補助額

- 🏠 新築住宅 : 上限 110万円（各種要件有り）
- 🏠 住宅のリフォーム : 上限 100万円（各種要件有り）

詳細はこちら

みらいエコ住宅2026事業ホームページ

<https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/>



給湯省エネ2026事業

住宅省エネ2026キャンペーン補助事業

合同お問い合わせ窓口 ☎ 0570-081-789

家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を補助する事業です。

（資源エネルギー庁による補助制度です。）

補助対象者

- 令和7年11月28日以降に工事に着手しており、令和8年12月31日までに申請した方（予算上限有り）

補助額

- 🏠 ヒートポンプ給湯機（エコキュート） : 7万円／台
- 🏠 ハイブリッド給湯機 : 10万円／台
- 🏠 家庭用燃料電池（エネファーム） : 17万円／台
- ※それぞれ加算要件あり

詳細はこちら

給湯省エネ2026事業ホームページ
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/>



健康で快適なおうち ぽかぽか × クール 始めませんか

香川県では、住宅の脱炭素化を促進しています!!

2026年度に、既存住宅の断熱改修、自家消費型太陽光発電設備（蓄電池併用可）や新築住宅のZEHのほか、蓄電池やV2Hへの補助を実施!!

断熱改修・ZEHのメリット

- ・1年中健康で快適（ヒートショックなどのリスク軽減）
- ・冷暖房費の抑制（二酸化炭素の排出抑制につながります）



県 単 独	新築住宅（ZEH）への補助	既存住宅への補助
	●ZEHの新築	●断熱改修（窓、玄関の改修）
	・補助率：10／10 ・補助額：上限 20万円 （子育て世帯等は25万円） ※国・市町補助との併給可	○全体改修 ・補助率：10／10 ・補助額：上限 20万円 （子育て世帯等は25万円） ○部分改修 NEW ・補助率：1／2 ・補助額：上限 5万円 ※国・市町補助との併給可
独	●家庭用蓄電池（自家消費型太陽光発電設備との連系が対象）	
	・補助率：補助対象経費の1／10 ・補助額：既存住宅への設置 上限 10万円 新築ZEHへの設置 上限 15万円 NEW ※国・市町補助との併給可	
独	●V2H（自家消費型太陽光発電設備との連系が対象）	
	・補助額：上限 10万円 ※国・市町補助との併給可	

県単独は
5月11日(月)
受付開始

既存住宅への補助

●自家消費型太陽光発電設備及び家庭用蓄電池（太陽光発電設備単独補助も可）

- ・補助率等：自家消費型太陽光発電設備 8万円/kW(上限45万円)
家庭用蓄電池（補助対象経費の1/3）（上限 20万円）

※市町補助との併給可（国の交付金を活用した市町補助との併給は不可）

※県の既存住宅断熱改修補助との併給可

受付開始は
決定しだいお知らせ

○ 補助金の併用で、お得に住宅の脱炭素化を進めよう!!

お得な補助金併用例(子育て世帯)の紹介(国や県等の詳しい交付要件は改めてご確認ください。)

例1 断熱改修 (全体改修)の場合

- ・国から最大100万円(※1)補助
(※1 「先進的窓リノベ2026事業」の高性能の断熱窓等で補助を受けた場合)
- ・県から最大25万円補助
➡ 最大125万円の補助金!

一緒に
自家消費型太陽光発電設備
及び家庭用蓄電池の設置は
いかがですか。

➡ 最大65万円の補助金!

➡ 最大190万円!!

あわせて
市町補助を使える場合もあります!!

例2 ZEH新築の場合 (太陽光発電設備設置必須)

- ・国から75万円(※2)補助
(※2 「みらいエコ住宅2026事業」の長期優良住宅(古家の除却を伴わない場合))
- ・県から25万円補助
➡ 100万円の補助金!

一緒に
蓄電池(自家消費型太陽光発電設備との連系が対象)の設置は
いかがですか。

➡ 最大15万円の補助金!

➡ 最大115万円!!

あわせて
市町補助を使える場合もあります!!

国や市町の補助金
の併用でお得に
脱炭素できるね!!

創エネと省エネで
さらに脱炭素できるね!!

○ 補助事業の着手にあたっての注意点

・新築住宅のZEH新築、既存住宅の断熱改修(窓、玄関の改修)、家庭用蓄電池、V2Hの補助は、**県単独の事業**です。これらの**県単独補助では、令和8年4月1日(水)以降に着手した工事が対象**となります。詳しくは、要綱をご確認ください。

・自家消費型太陽光発電設備及び家庭用蓄電池の補助は、**国の交付金を活用**する予定の事業であり、受付開始日等は、決定しだい県HPでお知らせします。国交付金を活用する**自家消費型太陽光発電設備及び家庭用蓄電池**の補助では、交付申請予約受付番号入手前の**工事の事前着手は認められません**のでご注意ください。

【問い合わせ先】

香川県 環境森林部 環境政策課 カーボンニュートラル推進室 温暖化対策グループ
TEL:087-832-3851(直通) / Mail:kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp

詳しくは、**かがわスマートハウス促進事業**



かがわヒノキ

「かがわヒノキ」 住宅助成事業



ヒノキ材購入助成

〈構造材等〉

かがわヒノキ
1 mにつき

1万円



〈内装材〉

かがわヒノキ
1 mにつき

3千円



特別加算

10 mを超えた
かがわヒノキ 1 mにつき

4万円

※内装材は特別加算の
対象外です。



補助金

一棟あたり

上限 **50万円**

※内装材の上限は30万円



一棟あたり

上限 **5万円**

※モデル住宅の場合のみ

展示用品助成

かがわヒノキの使用を PR するための
展示用品経費の **1/2**



公開経費助成

モデル住宅としての
公開経費の **1/2**



補助金



お問い合わせ先

詳しい情報はwebで

かがわヒノキ住宅助成事業

検索

香川県環境森林部森林・林業政策課

TEL: 087-832-3464



「かがわヒノキ」住宅助成事業について



認証ヒノキ材購入助成・特別加算

●補助対象者

- ・県内に自ら居住するための木造住宅の新築・増築・改築又はリフォームを行う施主の方

●補助要件

- 1 県内に自ら居住するための木造住宅を新築、増築、改築又はリフォームを行うこと。
- 2 県税の滞納がないこと。
- 3 認証ヒノキ材を3立方メートル以上使用していること又は認証ヒノキ材の内装材使用面積が10平方メートル以上であること。
- 4 県内に本社事業所を有する業者が施工すること。
- 5 申請年度内の3月15日までに、認証ヒノキ材使用部分の施工を完了すること。

【特別加算の場合は次の条件も必要】

- 6 県又は協議会が開設する県産木材普及用のホームページ、パンフレット等への住宅写真等の掲載に同意すること。
- 7 県又は協議会が行う県産ヒノキのPR事業に協力すること。

展示用品助成、公開経費助成

●補助対象者

- ・新築・増築・改築・リフォームの区分で本事業の補助金交付決定を受けた住宅の建設等を行い、モデル住宅として1ヶ月以上の期間で最低8日間公開する、県内に本社事業所を有する工務店等

●補助要件

- ・展示用品助成は認証ヒノキ材を使用した住宅であることを周知・PRするためのものであること。
- ・公開経費助成はモデル住宅として一般に公開するために要する経費であること。

交付手続きの流れ



- ① 工務店等と住宅の建築工事請負契約締結(モデル住宅の場合は除く)
- ② 協議会へ交付申請書提出
- ③ 県から交付決定通知
- ④ 施工(及びモデル住宅の公開)が完了したら協議会へ実績報告書を提出
- ⑤ 協議会による現地確認
- ⑥ 県から補助金額の確定通知
- ⑦ 県へ請求書を提出
- ⑧ 県から補助金の支払
- ⑨ 県へ居住開始届提出(新築の場合のみ)

申請期間

4月1日～2月13日

受付方法

郵送又は持参により受け付けます。

申請書受付場所

香川県産木材認証協議会

〒761-8031 高松市郷東町796-71 TEL 087-881-9343

住まいを買いいたい！

住宅取得支援事業

住宅政策課 ☎839-2136



市で定める居住誘導区域外にお住まいの方が、**区域内**において、自ら居住する住宅を取得する場合に、取得費の一部を補助する制度です。**申請は令和9年2月26日まで**

補助要件

- 取得した住宅に3年以上居住すること
- 新築住宅：【フラット35】S、中古住宅：【フラット35】の基準をそれぞれ満たし、【フラット35】地域連携型を申請すること
- 非営利住宅であること

補助額

20万円

「住宅取得支援事業」を利用する方は、住宅ローン【フラット35】の金利引下げ制度「【フラット35】地域連携型※1、【フラット35】S※2」を併せて利用することができます。

※1 【フラット35】地域連携型とは、地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、一定期間借入金利を引き下げる制度です。

※2 【フラット35】Sとは、省エネルギー性・耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に一定期間借入金利を引き下げる制度です。



詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

フラット35



居住誘導区域の調べ方

①インターネットで「たかまっぷ」と検索



②都市計画区域界をクリック



⑤名称に「居住誘導区域」と表示される場合は、対象区域です。「一般居住区域」や何も表示されない場合は、対象区域外です。

③立地適正化計画を選択

④検索したい場所をクリック（住所検索もできます）

※区域境などの詳細につきましては、住宅政策課にお問い合わせください。

住まいを買いいたい！

子育て世帯を応援する

【フラット35】子育てプラス

住宅金融支援機構カスタマーセンター ☎0120-0860-35



【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯※¹または若年夫婦世帯※²に対してこどもの人数等に応じて一定期間借入金利を引下げるものです。（【フラット35】S等の他の金利引下げメニューとも併用できます。）

若年夫婦またはこども1人の場合



当初5年間 ▲0.25%

こども2人の場合



当初5年間 ▲0.5%

こども3人の場合



当初5年間 ▲0.75%

...

こどもが1人増えるごとに5年間当たりの金利を0.25%ずつ引き下げていきます。
（5年間当たりの上限は1.0%で上限に達した場合は次の5年間の金利を引き下げていきます。）

- ※1 借入申込時にこども（胎児および孫を含みます。孫にあってはお客さまとの同居が必要です。）を有しており、当該こどもの年齢が借入申込年度の4月1日において18歳未満である世帯をいいます。
- ※2 借入申込時に夫婦（同性パートナーを含みます。）であり、借入申込年度の4月1日において夫婦のいずれかが40歳未満である世帯をいいます。
- ※3 【フラット35】子育てプラスには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。

詳細はこちら

住宅金融支援機構ホームページ

<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate-plus/index.html>



高松市と機構との協定について

住宅金融支援機構四国支店と市は、持続可能で豊かな住生活の実現を図ることを目的として「高松市における住宅施策の推進に関する連携協定」を締結し、相互の連携・協力のもと、本市における住宅施策を推進しています。

連携協定



高松市



住宅金融
支援機構

住宅施策の一体的な周知活動

住まいを買いいたい！

住宅金融支援機構カスタマーセンター ☎0120-0860-35



【フラット35】S

【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、長期優良住宅など、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得される場合に、借入金利を一定期間引き下げる制度です。

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】S (金利Aプラン)	当初5年間	年▲0.5%
【フラット35】S (金利Bプラン)	当初5年間	年▲0.25%

※【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。
※【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入および中古住宅の購入の際にご利用いただけます（【フラット35】借換融資には利用できません。）。
※住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）内で新築住宅を建設または購入する場合、【フラット35】Sがご利用いただけません。

●4つの基準とメリット

省エネルギー性

高い水準の断熱性などを実現した住宅



夏涼しく冬暖かい！
冷暖房費に差が出ます！

耐震性

強い揺れに対して倒壊、崩壊などしない程度の性能を確保した住宅



地震から家族を守る！
地震保険も割引に！

バリアフリー性

高齢者の日常生活を行いやすくした住宅



移動がラクで先々安心！
老後の工事費も軽減！

耐久性・可変性

長期優良住宅など、耐久性を有し、長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じた住宅



丈夫で長持ち！
将来のメンテナンス費用も軽減！

さらに【フラット35】子育てプラスとの併用も可能！

※詳しくは、フラット35サイト（<https://www.flat35.com>）をご覧ください。

詳細はこちら

住宅金融支援機構ホームページ

<https://www.flat35.com/loan/flat35s/index.html>



住まいを買いいたい！



【フラット35】S (ZEH)

住宅金融支援機構カスタマーセンター ☎0120-0860-35

『ZEH』の基準に適合する場合、【フラット35】の借入金利を引き下げます。

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】S (ZEH)	当初5年間	年▲0.75%

ZEH (ネット・ゼロ・エネルギーハウス) とは？

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅です。

さらに【フラット35】子育てプラスとの併用も可能！

※【フラット35】S (ZEH) のご利用条件等は20ページの【フラット35】Sをご確認ください。

詳細はこちら

住宅金融支援機構ホームページ

https://www.flat35.com/loan/flat35s_zeh/index.html



【フラット35】地域連携型

住宅金融支援機構カスタマーセンター ☎0120-0860-35

【フラット35】地域連携型とは、地方公共団体（高松市）と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、一定期間借入金利を引き下げる制度です。

高松市の場合、「住宅取得支援事業」※をご利用いただく必要があります。

※住宅取得支援事業の申請は令和8年2月27日まで

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型 (子育て支援)	当初5年間	年▲0.5%

※【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

※【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト (www.flat35.com) でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。

詳細はこちら

住宅金融支援機構ホームページ

<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html>



住まいを買いたい！



景観形成助成事業

都市計画課 ☎839-2455

仏生山歴史街道景観形成重点地区内において、景観形成の基準に合った住宅などを新築、増改築などをする場合に工事経費の一部を補助する制度です。

補助要件

- ・地区内での建築物の新築・増築など
- ・事前に、高松市景観条例に規定する届出を行っていること
- ・他の類似の補助金を受けていないこと

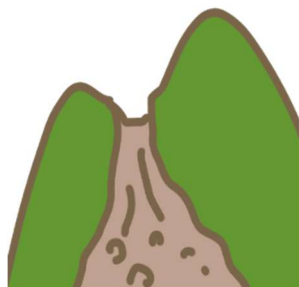
補助内容

- ・各経費の2分の1
- ・補助対象経費は、道路から通常見通せる部分、それに連なる部分
- ・助成限度額は300万円

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

景観形成



がけ地近接等危険住宅移転補助事業

建築指導課 ☎839-2488

がけ地の崩壊などによる危険が著しい区域にある一定条件を満たす住宅の所有者に、住宅の移転費用の一部を補助する事業です。

補助対象区域

- がけ地で建築を制限している区域
- 香川県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域

補助内容

危険住宅の除却等

除却費用と97万5000円のいずれか少ない額

*** 移転前に申請が必要です。**

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

がけ地 移転



住まいを買いたい！



勤労者住宅資金融資制度

産業振興課 ☎839-2411

勤労者が高松市内に居住するための住宅を新築、増改築又は購入する際に、必要な資金の融資及び利子還付をする制度です。

融資限度額 600万円まで

還付額 融資額の0.1%（最高6,000円）

申込み・問い合わせ：四国労働金庫まで
☎811-8181（9：00～15：00）

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

勤労者住宅



住宅ローン減税

国土交通省住宅局住宅経済・法制課
☎03-5253-8111(代表)

住宅ローン残高の0.7%を最大13年間、所得税額と住民税額の一部から税額控除する制度です。住宅の省エネ性能等に応じて控除額の上乗せがあります。

（国土交通省による制度です。）

控除対象者 令和8年1月から令和12年12月末までに入居した方

詳細はこちら

国土交通省ホームページ
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html



住まいを買いたい！よくしたい！



リバースモーゲージによる高齢者住まい応援事業 住宅政策課 ☎839-2136

住宅の建設や購入等に【リ・バース60】を利用された高齢者に対し、返済（予定）額の一部を補助する制度です。

補助要件

- (1) 下記①～⑥の用途で、【リ・バース60】（ノンリコース型かつ毎月利払い方式）を令和5年8月1日以降に契約している
 - ①住宅の建設 ②住宅の購入 ③住宅の増築、改築、修繕
 - ④サービス付高齢者住宅への入居一時金
 - ⑤住宅ローンの借換え
 - ⑥債務者の子どもの世帯の住宅取得資金
- (2) (1)の利用者の申請時点の住所が高松市内
- (3) (1)の契約の担保物件が高松市内に存する
- (4) (1)の契約時点において60歳以上



補助額

契約当初1年間の利息の2/3相当（上限15万円）

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

リ・バース60



高齢者向け住宅ローン

住宅金融支援機構【リ・バース60】 ☎0120-9572-60

【リ・バース60】とは、満60歳以上の方向け住宅ローンです。

特徴

- ・原則、満60歳以上の方が対象
- ・住宅の建設・購入・リフォームなどに必要な資金を融資
- ・**毎月のお支払は利息のみ**なので、一般的な住宅ローンよりも毎月の支払の負担を軽減
- ・元金は、申込人（連帯債務者を含む。）全員が亡くなった際、相続人の方が一括返済するか、担保物件（住宅及び土地）の売却により返済

※商品内容は金融機関ごとに異なります。詳しくは金融機関にお問合せください。

詳細はこちら

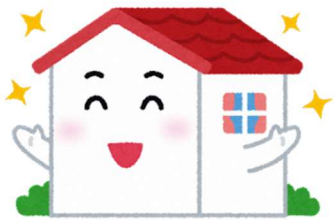
住宅金融支援機構ホームページ

https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/yushihoken_revmo/index.html



既存住宅を買いたい！（融資）

住宅金融支援機構カスタマーセンター ☎0120-0860-35



【フラット35】維持保全型

維持保全・維持管理に配慮した住宅や既存住宅の流通に資する住宅を取得する場合、【フラット35】の借入金利を当初5年間0.25%引き下げます。

【フラット35】維持保全型は、次の①から⑥のいずれか該当する住宅が対象となります。

①長期優良住宅

新築住宅・中古住宅

②予備認定マンション

新築マンションのみ

③管理計画認定マンション

中古マンションのみ

④安心R住宅

中古住宅のみ

⑤インスペクション実施住宅（劣化事象等がないこと）

中古住宅のみ

⑥既存住宅売買瑕疵（かし）保険付保住宅

中古住宅のみ

※【フラット35】維持保全型は、【フラット35】S、【フラット35】地域連携型と併用できます。

- ・【フラット35】S（金利Aプラン）との併用の場合 当初5年間 年▲0.75%
- ・【フラット35】S（金利Bプラン）との併用の場合 当初5年間 年▲0.5%

※【フラット35】維持保全型での金利引下げを受けるには、適合証明機関から適合証明書の交付を受ける必要があります。

※【フラット35】維持保全型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。

さらに【フラット35】子育てプラスとの併用も可能！

詳細はこちら

住宅金融支援機構ホームページ

<https://www.flat35.com/loan/ijihozen/index.html>





安心して既存(中古)住宅を購入するなら、 「既存住宅かし保険」[個人間タイプ]!!

※売主が個人
(宅建業者以外)の場合

既存住宅かし保険が不安を解消します!!

どこの業者へ
依頼しよう...



万が一既存住宅に
欠陥があったら...?

なるほどー♪

どーしよー...

こんな時は...



『既存住宅かし保険』を付けて貰いましょう!

① 購入する既存住宅の劣化事象等をチェック!

検査事業者または保険法人による現場検査を行います。

② 劣化事象等は補修してから保険加入!

かし保険の引き受け基準を満たした既存住宅を購入することになるので安心です。
購入した既存住宅に欠陥等が見つかった場合、事業者が補修等を保証します。

③ 検査事業者や仲介事業者に万が一のことがあっても安心!

事業者に万が一のことがあった場合でも、購入者(買主)は保険法人に補修費用を
直接請求することができます。

既存住宅かし保険 ってどんな保険?

「検査」と「保証」が
セットになった保険です。



既存住宅かし保険の仕組みの
詳細は、アニメ動画でも
解説しているよ!



協会アカウントYoutubeアドレス https://www.youtube.com/channel/UCsYSwgOX7D_SAFbIDPZZZyw

保険について Q&Aでお答えします。

保険について
わかりやすく
おしえてください



Q1 保険に加入するのは？

売主や買主(消費者)ではなく、売買の対象となる既存住宅を検査し買主に保証を行う登録検査事業者、または売買を仲介する仲介事業者(宅建業者)です。
(売主が宅建業者の場合はこの保険の対象とならず、別の保険商品が対象となります。)

Q2 保険の対象となる範囲は？

対象住宅の構造耐力上主要な部分(※1)および雨水の浸入を防止する部分(※2)のうち、設計上または施工上のミス(瑕疵)に起因する損害(保険事故)が保険対象となります。自然災害や部材等の劣化、定期的なメンテナンスを長期に怠った場合の不具合など、瑕疵によらない損害は担保されません。

(※1)構造耐力上主要な部分:基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床版、屋根版または構架材など、建築物の自重や荷重を支えたり、地震その他の震動若しくは衝撃を支える部分をいいます。(※2)雨水の浸入を防止する部分:屋根と外壁のほか、屋根・外壁の開口部に設ける戸・枠その他の建具、雨水の排水管のうち住宅の屋根もしくは外壁の内部または屋内にある部分をいいます。また、特約を付帯することで対象部分が拡大できる場合もあります。

【特約の例】	給排水管路	設備工事の瑕疵による水漏れ、逆勾配等の修理費用等
	給排水設備、電気設備、ガス設備	設備工事の瑕疵による設備の機能停止等の修理費用等

Q3 どんな古い住宅であっても保険に加入できるの？

原則として1981年(昭和56年)6月1日以降に建築確認を受けた、いわゆる「新耐震基準」に適合している住宅です。
1981年(昭和56年)5月31日以前に建築確認を受けた住宅の場合、耐震基準適合証明書等の取得及び提出などにより保険の加入が可能となる場合もあります。

Q4 保険期間は？

買主等のご希望を踏まえて加入する事業者が申込み時に選択します。保険期間は5年、2年または1年ですが詳細は事業者とご相談(事業者さんを通じて各保険法人にご確認)ください。



Q5 保険金の支払い対象となる費用は？

- ・保険事故による構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分の修補費用(特約付帯の場合は、特約が対象とする部分の修補費用)
- ・修補範囲または修補方法等を確定するための調査費用
- ・転居または仮住まいが必要となった場合の費用等

Q6 どうすれば保険に入れるの？誰に依頼するの？

登録検査事業者または登録仲介事業者に「かし保険に加入して欲しい」と依頼しましょう。
保険法人に登録されている検査事業者は下記サイトから検索することができます。

※(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページ
<https://www.kashihoken.or.jp/individuals/kizon/search/>



Q7 登録検査事業者や仲介事業者(保証者)に万が一のことがあったら？

万が一、事業者が廃業や倒産等によって 修補等の対応ができない場合は 買主から保険法人に直接保険金を請求することができます。

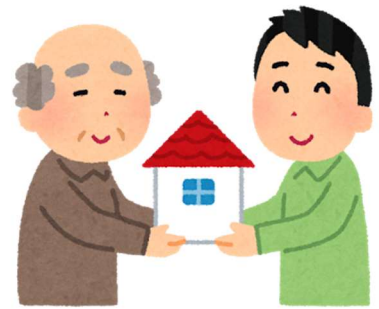


一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

<https://www.kashihoken.or.jp/>

お問い合わせは

空き家を 何とか したい



- ・ 空き家をきれいにしたい
- ・ 空き家の状態を調べる
- ・ 空き家を使ってほしい
- ・ 空き家の老朽化
- ・ 空き家の相談

空き家をきれいにしたい！



空き家改修補助事業

住宅政策課 ☎839-2136

市内にある空き家バンク登録物件の改修工事費の一部を補助する制度です。

補助要件

- 🏠 一戸建ての住宅
- 🏠 空き家の所有・購入・賃借者
- 🏠 市内の事業者による工事
- 🏠 改修工事後に耐震性が確保されている物件
- 🏠 建築基準法の規定に対する重大な違反がないこと



補助額

- 対象工事費用の2分の1 (50万円まで)
- ☆ 居住誘導区域内は60万円まで！！

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

空き家改修



空き家家財道具処分補助事業

住宅政策課 ☎839-2136

市内にある空き家バンク登録物件の家財道具処分費の一部を補助する制度です。



補助要件

- 🏠 一戸建ての住宅
- 🏠 空き家の所有・購入者
- 🏠 市内の事業者による処分



補助額

- 対象処分費用の2分の1 (10万円まで)

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

空き家家財



空き家の状態を調べる時は…



安心あんぜん住宅事業

住宅政策課 ☎839-2136

中古住宅の売買時などに実施する既存住宅状況調査や既存住宅売買瑕疵保険の加入経費の一部を補助する制度です。

(市内にある空き家バンク登録物件が対象です。)

補助対象

-  既存住宅状況調査（インスペクション）
…中古住宅の売買時点の劣化状態などを把握するもの
-  既存住宅売買瑕疵保険
…既存住宅売買瑕疵保険に加入することにより、住宅に瑕疵があった場合の負担すべき補修費用を補填する保険で、売買後のリスクと不安を軽減できるもの

補助額

費用の1/2以内（それぞれ上限5万円）

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

インスペクション



🔍 既存住宅状況調査（インスペクション）について



その他、床の傾きや建具の開閉状況などを専門家（建築士等）が検査します。

空き家を使ってほしい時は…



空き家等マッチング事業

住宅政策課 ☎839-2136

市内に空き家や空き地を所有している人などが、物件情報や所有者情報を添えて申請することで、その物件の取扱いを希望する不動産業者を見つけることができる制度です。

こんな方にオススメ👉

- 🏠 実家を相続したけれど、現在も将来も使う予定がない
- 🏠 毎年草木の手入れをしたり、固定資産税を払うのが大変
- 🏠 無償で貸し出すので、地域活動のために活用してほしい

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

空き家 マッチング



香川県版 空き家バンク

次の(1)(2)の空き家情報を掲載しています。

- (1) 不動産取引業者が収集する空き家情報
県・市町と協定を締結した不動産取引業者団体の会員が独自に収集する空き家情報
- (2) 市町が収集する空き家情報
協定を締結した市町（17市町）に所有者から空き家バンク登録の申し出があった空き家情報

詳細はこちら

かがわ住まいネット

<https://www.kagawalife.jp/live/net/>



老朽化してしまった時は…



老朽危険空き家除却支援補助事業

住宅政策課 ☎839-2136

老朽化し、危険な空き家の取壊しに対し、補助する制度です。

補助額

■対象工事費用の3分の1（50万円まで）

※住民税非課税世帯の場合、
対象工事費用の5分の4（120万円まで）



詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

空き家除却



解体工事業者登録簿の閲覧について



建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）により、解体工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。登録を受けた事業者は下記ホームページで一覧をご覧いただけます。

* 建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業のいずれかの許可を取得している建設業者で解体工事業を営む者については、上記登録は不要です。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kaitai04.html>



空き家問題は早めに相談を!!

空き家相談員制度

住宅政策課 ☎839-2136

相談
無料



市内に空き家を所有している人などが、利活用や適正管理について、専門的知識を持つ『空き家相談員（※）』に相談できる制度です。

（※）市と協定を結んだ宅地建物取引士

相談の申込
方法はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

空き家相談員



空き家無料相談会

予約
優先

相談
無料

（一社）空き家コミュニティ
（NPO）空き家活用研究会
住宅政策課

☎090-4142-2798（予約受付）

☎887-3666（予約受付）

☎839-2136（日程の確認等）



市内に空き家を所有している人などが、利活用や適正管理について、専門家に相談できる制度です。

第3月曜日等 AM10:00～12:00
市役所 1階市民ホール等で開催！

※詳細な日程はホームページでご確認ください。

日程確認・相談の
申込方法について
はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

空き家相談会



空き家問題は早めに相談を!!



相続登記の義務化について

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました!!

なぜ義務化されたの？

所有者が亡くなったのに相続登記がされないことによって、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるなど、社会問題となっています。

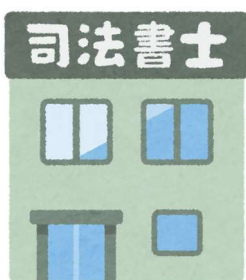
この問題を解決するため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

(法務局ホームページより引用)

相続登記しないとどうなるの？

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

どこに相談すればいいの？



香川県司法書士会 ☎821-5701

香川県司法書士会では、県内各所で定期的に相談会を**無料開催**しています。

相続のこと、不動産の権利にかかわること、事業・会社に関すること、借金の問題、その他暮らしの法律トラブルなど司法書士にお気軽にご相談ください。

詳細はこちら

香川県司法書士会ホームページ

<https://www.kagawa-shiho.com/>



住まいを リノベする 守る



- ・リノベーションする
- ・災害に備える
- ・バリアフリー改修
- ・雨水利用、浄化槽補助
- ・緑化事業助成
- ・リフォーム瑕疵保険

リノベーションする



期間限定!

先進的窓リノベ2026事業

住宅省エネ2026キャンペーン補助事業
合同お問い合わせ窓口 ☎ 0570-081-789

先進的な断熱性能の窓に交換するリフォームに対して、補助する制度です。(環境省による補助制度です。)

補助対象者

- 👤 令和7年11月28日以降に工事を着手しており、令和8年12月31日までに申請した方（予算上限有り）
- * 申請は施工業者を通じて行うこと

補助額

🏠 住宅1戸あたり 上限100万円

詳細はこちら

先進的窓リノベ2026事業ホームページ
<https://window-renovation2026.env.go.jp/>



【住まいのリノベーション事例】



耐震補強工事中



改修後リビング



改修後の玄関
* 外壁に木材を使用

リノベーションする（融資）

住宅金融支援機構カスタマーセンター ☎0120-0860-35



【フラット35】リノベ（住宅ローン融資）

下記①又は②の場合に、【フラット35】を利用する際の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

- ①中古住宅を購入して一定の要件を満たすリフォームを行う場合
- ②住宅事業者により一定の要件を満たすリフォームが行われた中古住宅を購入する場合

一定の要件

省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性のいずれかの住宅性能を一定以上向上させる工事を行うこと

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】リノベ（金利Aプラン）	当初5年間	年▲1.0%
【フラット35】リノベ（金利Bプラン）	当初5年間	年▲0.5%

さらに【フラット35】子育てプラスとの併用も可能！

※【フラット35】リノベには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。

詳細はこちら

住宅金融支援機構ホームページ

<https://www.flat35.com/loan/reno/index.html>



省エネ工事を行うためのリフォームローン

【グリーンリフォームローン】

●省エネ工事のためのリフォームローン

融資額は、最大1,000万円

※リフォーム工事費が上限になります。

※その他のリフォームの融資額の上限は省エネリフォームに係る工事費の金額までとなります。

●返済期間10年、全期間固定金利

※お申込み時の金利を適用します。

※金利は毎月見直され、月末に翌月の適用金利が公表されます。

●融資手数料無料、無担保、無保証

詳細はこちら

住宅金融支援機構ホームページ

<http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/grl/index.html>



災害に備える



急傾斜地崩壊対策事業

河港課 ☎839-2522

急傾斜地において、条件を満たしたものについて、人家を守る対策工事を行う事業です。（事業費に応じた費用負担が必要となります）

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

急傾斜地



狭あい道路拡幅整備事業

建築指導課 ☎839-2488



建築基準法第42条第2項により道路の中心から2メートル後退する用地について、市に無償譲渡する場合は、測量、分筆、舗装を市が行い、また、塀等の撤去に要する費用の一部を補助する事業です。

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

狭あい道路



災害に備える



リフォーム融資(耐震改修工事) について

住宅金融支援機構カスタマーセンター

☎0120-0860-35

耐震改修工事または耐震補強工事を行うために必要な資金に対する融資です。

融資対象

次の①、②または③のいずれかに該当する工事

- ①建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定により計画の認定を受けた耐震改修計画に従って行う工事
- ②機構の定める耐震性に関する基準などに適合する工事
- ③耐震シェルターを設置する工事または特定の居室を補強する工事

詳細はこちら

住宅金融支援機構ホームページ
<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/reform/index.html>



地すべり等関連住宅融資 住宅金融支援機構カスタマーセンター (災害専用ダイヤル) ☎0120-086-353



地すべりや急傾斜地の崩壊などにより、被害を受けるおそれがあるなどの理由で、地方公共団体から家屋の移転の勧告などを受けた方が、当該家屋の移転またはこれに代わる住宅を建築・購入するために必要となる資金に対する融資です。

詳細はこちら

住宅金融支援機構ホームページ
<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/jisuberi/index.html>



災害に備える

住宅耐震改修等事業

建築指導課 ☎839-2488



住宅の耐震診断・耐震改修工事費用の一部を補助する事業です。

補助要件

🏠 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て、長屋、併用住宅（賃貸可）

補助内容

- ・耐震診断 : 全額（上限11万3千円）R8拡充
- ・耐震改修工事 : 全額（上限115万円）R8拡充
- ・簡易耐震改修工事 : 全額（上限57万5千円）R8拡充
- ・耐震シェルター等設置 : 全額（上限23万円）R8拡充

耐震関連 融資制度

- ・【リ・バース60】 耐震改修利子補給制度
- ・高松市住宅耐震化114無担保住宅ローン

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

住宅耐震



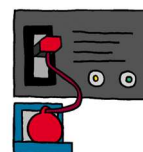
家具類転倒防止対策促進事業

危機管理課 ☎839-2184

地震による家具類の転倒や火災を防ぐため、設置した器具の購入・取付費用の3分の2（上限1万円）までを補助する事業です。

補助要件

- 🏠 補助金の申請日に、納期限の到来した本市の市税を滞納していないこと
- 🏠 高松市内に住所を有する方であること など



感震ブレーカーの購入・取付費用も対象です。

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

家具類転倒



災害に備える



緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業

建築指導課 ☎839-2488

緊急輸送道路沿いで、大地震発生時に倒壊により道路を塞ぐ可能性のある一定規模以上の民間建築物に対し、耐震診断、耐震改修、建替え及び除却費用の一部を補助する事業です。

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

緊急輸送道路



危険ブロック塀等撤去工事補助事業

建築指導課 ☎839-2488



通学路などに面した一定の高さを超える危険なブロック塀などの撤去費用の一部を補助する制度です。

補助内容

撤去工事に要する費用の3分の2と12万円のいずれか少ない額

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

ブロック



バリアフリー改修



介護保険住宅改修費支給制度

介護保険課 ☎839-2326

要支援1、2又は要介護1から5の認定を受けている人が自宅を改修する際に改修費の一部を支給する制度です。

支給対象

- 手すりの取付 ●引き戸 ●段差の解消 ●洋式便所
- 滑りの防止

支給内容

支給限度基準額は20万円
住宅改修に要した費用の9割・8割・7割に相当する額を保険給付します

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

住宅改修



障がい者住宅改修費の給付制度 (身・知・精・難)

障がい福祉課 ☎839-2333

重度の障がい者の在宅生活の支援や、介助者の負担軽減を図るため、自宅を改修する費用の一部（上限20万円）を給付する制度です。

対象工事

- 手すりの取付 ●段差の解消 ●引き戸、洋式便器への取替え
- 床、通路の滑りの防止

給付対象者

①②のいずれかの全てに該当する方＊障害等級等の要件あり

①給付対象者（身・難）

- 小学生以上の方
- 介護保険の対象となっていない方
- 該当する 障害者手帳を所持している方

②給付対象者（身・知・精）

- 介護保険の対象となっていない方
- 生活保護世帯又は市民税非課税世帯の方
- 該当する障害者手帳を所持している方
- 過去に「住宅改修」の助成を受けていない方

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

障がい者 住宅



雨水利用等整備助成

下水道業務課 ☎839-2720



助成額

雨水利用促進助成金制度

雨水の有効利用を図るための施設を整備する方に対し、費用の一部を助成する制度です。

容量1 m^3 未満の場合：本体費用の10分の8（上限4万円）

容量1 m^3 以上の場合：整備に要する費用の3分の2と容量1 m^3 （1 m^3 未満の端数は切捨て（容量が10 m^3 未満の場合は0.1 m^3 未満の端数を切り捨て））につき8万円を乗じた金額とを比較して少ない金額（上限100万円）

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

雨水利用



浄化槽の雨水貯留施設改造助成制度

公共下水道への切替えで不要になった浄化槽を雨水貯留タンクに改造する方に対し、費用の一部を助成する制度です。

助成額

工事費用の10分の8（15万円まで）

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

雨水利用



雨水浸透施設設置助成制度

所有する土地に「雨水浸透ます」や「雨水浸透トレンチ」を設置する方に対し、費用の一部を助成する制度です。

助成額

雨水浸透施設の工事に係る費用の3分の2（上限有り）

詳細はこちら

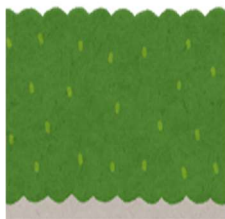
高松市ホームページ「もっと高松」

雨水利用



緑化事業助成制度

公園緑地課 ☎839-2494



生垣設置事業

居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の住宅の敷地内に新しく生垣を設置する事業に対し、設置費用の一部を助成する制度です。既存ブロック塀等を撤去して生垣を設置する場合は、市内全域が対象となります。

補助要件

- ▲ 公衆用道路（※）に面して2m以上
 - ▲ 樹木は高さ50cm以上、1m当たり2本以上
 - ▲ 構造物の内側等に設置する場合、構造物の高さは1m以下
- （※）建築基準法第43条第1項に規定する道路をいう

補助内容

- 次のいずれか少ない額
- ①植栽工事費の3分の2
 - ②生垣の総延長m×5千円（加算の場合あり）
 - ③15万円



屋上緑化事業

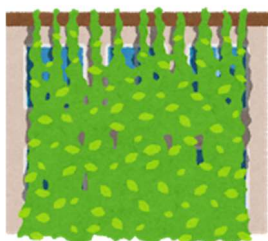
近隣商業地域又は商業地域内の建築物の屋上に新しく緑化施設を設置する事業に対し、設置費用の一部を助成する制度です。

補助要件

- ▲ 屋上緑化面積が10㎡以上かつ、屋上面積の20%以上

補助内容

- 次のいずれか少ない額
- ①植栽工事費の2分の1
 - ②屋上緑化面積1㎡につき5万円
 - ③50万円



壁面緑化事業

近隣商業地域又は商業地域内の建築物の壁面に新しく緑化施設を設置する事業に対し、設置費用の一部を助成する制度です。

補助要件

- ▲ 壁面緑化面積が10㎡以上かつ、当該壁面緑化施設の高さが1m以上

補助内容

- 次のいずれか少ない額
- ①植栽工事費の2分の1
 - ②壁面緑化面積1㎡につき5千円
 - ③20万円

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

緑化事業助成



浄化槽補助・水洗便所資金貸付等

下水道業務課 ☎839-2720



住宅に設置する浄化槽の補助制度

生活排水を処理する浄化槽の整備を推進し、河川、水路等の水質改善を図るため、整備費用の一部を補助する制度です。

補助要件

 **浄化槽設置者講習会**を受講した者

補助対象費用

-  くみ取り転換：浄化槽設置費用
-  単独転換：浄化槽設置費用、既存撤去又は雨水貯留槽への再利用費用及び配管費用

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

浄化槽の補助制度



水洗便所改造資金貸付制度



くみ取便所を水洗トイレに改造又は浄化槽を廃止して公共下水道に接続しようとする方に対し、改造資金を貸付する制度です。

貸付額

- ①くみ取便所を水洗トイレに改造し、公共下水道に接続する場合
… 1戸につき40万円以内
- ②浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する場合
… 1槽につき20万円以内

詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

水洗便所 貸付





安心してリフォームするなら、 「リフォームかし保険」!

リフォームかし保険が不安を解消します!!

信頼できる業者さんに
お願いしたいな・・・



しっかりした工事を
お願いしたいな!

どーしょー...

なるほどー♪

こんな時は...



『リフォームかし保険』を 付けて貰いましょう!

★保証体制の整った事業者がリフォーム工事をを行います!

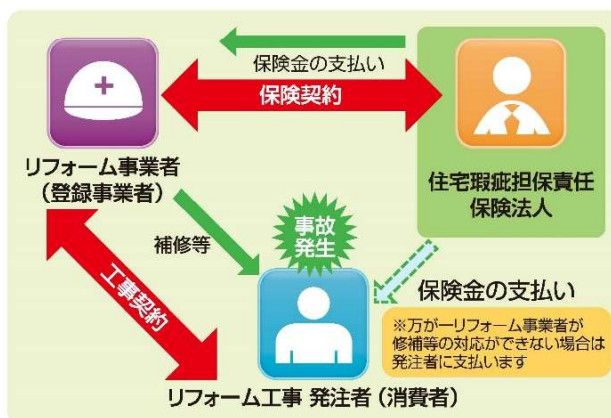
国土交通省認可の保険法人にあらかじめ登録したリフォーム事業者しか「かし保険」は使えません。

★リフォーム工事の施工品質も万全を期しています!

工事の施工品質に自信があるから第三者検査員(建築士)による現場検査を受けています。

リフォームかし保険 ってどんな保険?

「検査」と「保証」が
セットになった保険です。



リフォームかし保険の仕組みの
詳細は、アニメ動画でも
解説しているよ!



保険について Q&Aでお答えします。

保険について
わかりやすく
おしえてください



Q1 保険に加入するのは？

発注者(消費者)ではなく、リフォーム工事の施工ミス等による損害を担保する事業者です。

Q2 保険の対象となるリフォーム工事は？

屋根、壁等の既存住宅の一部、またはキッチン、浴槽等の既存住宅と一体となった設備にかかる改修工事や設置工事が対象となります。解体工事、撤去・清掃作業、門や塀等の外構工事等は対象になりません。

Q3 保険金支払い対象となる範囲と費用は？

保険金支払いの対象となる補修範囲は、欠陥があった部分および当該結果から波及して損害を受けた住宅の部分等となります。

【対象例】・建具取付工事において、建具または建具枠に著しい変形や破損、開閉不良またはがたつきが生じたとき

・塗装仕上げ工事において、著しい白亜化、剥がれや亀裂が生じたとき

・配管工事において、破損や水漏れまたは作動不良が生じたとき

なお、上記の対象範囲に対する補修費用のほか、保険金支払い対象費用には以下が含まれます。

・事故の補修範囲、もしくは方法を確定するための調査費用

・転居または仮住まいが必要となった場合の費用等



Q4 保険期間は？

リフォーム工事を行った部分によって異なります。(保険内容によっても異なる場合があります)

1	構造耐力上主要な部分 ^(※1) または 雨水の浸入を防止する部分 ^(※2)	工事完了から5年間
2	上記以外の部分	工事完了から1年間

(※1) 構造耐力上主要な部分:基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床版、屋根版または横架材など、建築物の自重や荷重を支えたり、地震その他の震動若しくは衝撃を支える部分をいいます。
(※2) 雨水の浸入を防止する部分:屋根と外壁のほか、屋根・外壁の開口部に設ける戸・枠その他の建具、雨水の排水管のうち住宅の屋根もしくは外壁の内部または屋内にある部分をいいます。

Q5 どの業者に依頼すれば保険に入れるの？ その手続きは？

保険法人に登録されているリフォーム事業者です。

※(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページでも事業者の一覧が確認できます。

<https://www.kashihoken.or.jp/individuals/reform/search.php>

まずは、リフォーム事業者に保険加入をするようお願いしてください。

保険の申込み手続きは、リフォーム事業者が行います。



なるほどねー☆



工事契約締結前

- ①保険の加入をお願いしましょう。
- ②保険の内容(保険金の支払い対象や限度額)を確認しましょう。

工事契約締結時

- ③保証書の確認をしましょう。

工事終了後

- ④保険の内容を記載した書面を受け取りましょう。

Q6 リフォーム事業者に関わった場合は？

リフォーム工事を行った部分に欠陥が発見された場合で、リフォーム事業者が廃業や倒産等により相当の期間を経過しても補修等の責任を履行できないと判明したときは、保険付保証明書に記載の保険法人までご連絡ください。欠陥等の状況の調査を踏まえて、発注者は保険法人に直接保険金を請求できます。(保険の免責金額は発注者の負担になります。)

お問い合わせは



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

<https://www.kashihoken.or.jp/>

マンション 管理



- ・ マンション管理計画認定制度
- ・ 修繕積立金のシミュレーション
- ・ 共有部分のリフォーム融資
- ・ 修繕積立金の管理、運用
- ・ マンション管理等の相談窓口

マンション管理計画認定制度

住宅政策課 ☎839-2136

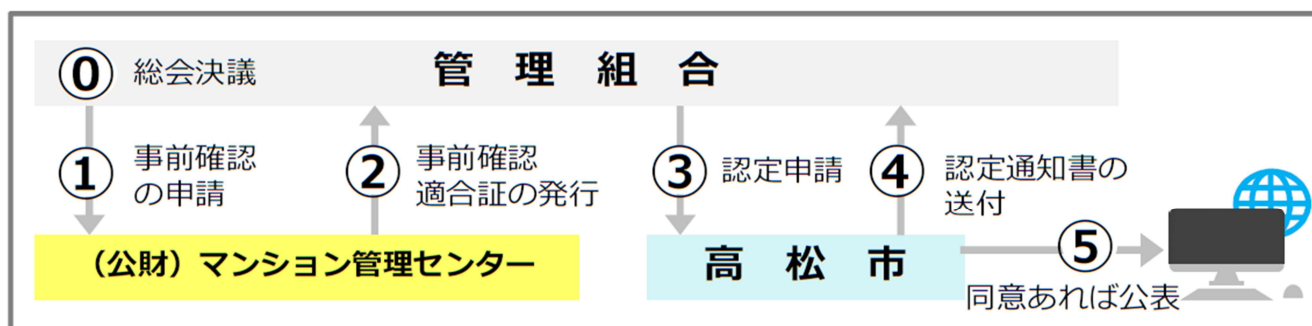
マンション管理計画認定制度ってなに？

マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、地方公共団体が適切な管理計画を持つマンションとして認定する制度です。

- ・有効期間：5年間（※更新するには有効期間内の申請が必要）

どうやって申請するの？

（公財）マンション管理センターで事前確認適合証の発行を受けてから、高松市に申請いただきます。



認定されると、メリットがあるの？

- ★管理水準の維持向上が図られる！
- ★市場での評価が期待される！
- ★住宅金融支援機構の金利引下げ等が受けられる！



詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

マンション 認定



修繕積立金の残高が不安…

マンションライフサイクルシミュレーション ～長期修繕ナビ～



住宅金融支援機構技術総合サポート部技術統括グループ

☎03-5800-8159

マンションの規模や築年数、予定される工事の内容、修繕積立金の徴収額等を入力することで、ご自身がお住まいのマンションと同規模、同築年数のマンションの「平均的な大規模修繕工事費用」や今後40年間の「修繕積立金の負担額」、「修繕積立金会計の収支」等を無料で試算することができます。

活用事例

- ・マンションの大規模修繕工事金額の妥当性について
- ・修繕積立金が足りず、大規模修繕工事が行えない
- ・修繕積立金がどこまで上がるのか不安

マンションライフサイクルシミュレーションの構成

基本情報を入力

- ・建物概要
- ・大規模修繕工事の実施内容
- ・築年数
- ・修繕積立金額

など

現状の試算結果を表示

- ・大規模修繕工事を計画しているマンションの規模、築年数及び実施する工事内容に応じた平均的な大規模修繕工事費用
- ・当該工事を実施する場合の修繕積立金会計の過不足の状況

など

改善後の試算結果を表示

- ・修繕積立金の引き上げ提案
- ・資金が不足する場合のローン利用提案
- ・余剰金をマンションすまい・る債で運用した場合の受取利息額の提示

など

詳細はこちら

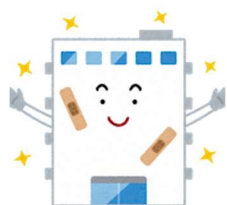
住宅金融支援機構ホームページ

https://www.jhf.go.jp/simulation_loan/m-simulation/index.html



マンション共有部分リフォーム融資

住宅金融支援機構近畿支店まちづくり業務グループ ☎06-6281-9266



管理組合が実施する共用部分のリフォーム工事や耐震改修工事などの工事費用の融資です。

融資対象

分譲マンションの共用部分の改良工事に要する費用が対象

- ・大規模修繕工事費用
 - ・駐車場修繕費用
 - ・エレベーター改修費用
 - ・耐震改修工事費用
 - ・耐震診断費用
 - ・バルコニー補修費用
 - ・オートロック設置費用
 - ・玄関扉交換費用
 - ・長期修繕計画の作成費用
- など

融資額

次の①～②のいずれか低い額

①融資対象工事費

(補助金などの交付がある場合は当該補助金などを除いた額)

②管理組合の修繕積立金から算出した限度額

金利・返済期間

借入申込み時の金利が適用される「全期間固定金利」で、返済期間は1年～10年

※耐震改修工事、浸水対策工事、省エネルギー対策工事の場合は金利が引き下げられます。

※借入申込時点で、機構が発行する「マンションすまい・る債」を積み立てている場合は、金利が引き下げられます。

※管理計画認定マンションの場合は、金利が引き下げられます。

※次の①～⑦のいずれかが含まれる工事の場合は、返済期間を1年～20年にすることができます。

- ①耐震改修工事
- ②浸水対策工事
- ③省エネルギー対策工事
- ④給排水管取替工事
- ⑤玄関又はサッシ取替工事
- ⑥エレベーター取替又は新設工事
- ⑦アスベスト対策工事
- ⑧機械式駐車場解体工事

詳細はこちら

住宅金融支援機構ホームページ

<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/mansionreform/index.html>



マンションすまい・る債

住宅金融支援機構カスタマーセンター住宅債券専用ダイヤル

☎0120-0860-23



修繕積立金の積立・運用

「マンションすまい・る債」は、マンション管理組合さまが行う修繕積立金の計画的な積立や運用をサポートする債券です。

商品の特徴

- 利付10年債で、毎年1回（2月予定）定期的に利息をお支払**
お支払いする利息は毎年段階的に増加します。
- 1口50万円から購入可能で、さらに最大10回継続購入して積立可能**
1口を50万円として、複数口購入することができます。同一口数であれば、1回以上最大10回（毎年1回）継続購入して積み立てることができます。
- 中途換金時に手数料がかかりません。**
初回債券発行日から1年以上経過すれば、手数料なしで、修繕工事等のために、1口単位（50万円）で中途換金が可能です。また、中途換金時には、購入金額（元本）に所定の利息を加えた金額をお支払いします。
- 住宅金融支援機構が国の認可を受けて発行している債券**

特典

- ★マンション共有部分リフォーム融資の金利を年0.2%引下げます。
- ★マンション共有部分リフォーム融資の保証料が2割程度割り引かれます。
- ★管理計画認定マンションの場合、マンションすまい・る債の利率を上乗せ

主な応募要件

- ①管理規約が定められていること
- ②長期修繕計画の計画期間が20年以上であること
- ③反社会勢力と関係がないこと

詳細はこちら

住宅金融支援機構ホームページ

<https://www.jhf.go.jp/loan/kanri/smile/index.html>



マンションについて相談したい

予約
優先

相談
無料

マンション管理無料相談会

(一社) 香川県マンション管理士会 ☎866-1919 (予約受付)
住宅政策課 ☎839-2136 (日程の確認等)



「理事の成り手がいない」、「大規模修繕工事のことを教えてほしい」など、マンションの管理の困りごとについて、専門家に相談できる制度です。

毎月第2火曜日 13:00～16:00
市役所 1階市民ホールで開催！

相談の申込
方法はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

マンション 相談会



マンションの管理、維持・修繕に関する相談

(公財) マンション管理センター

日常の管理組合運営や建物・設備の維持管理等に関して困ったこと、分からないこと等について電話、面談、メール等によりご相談をお受けし、マンション標準管理規約やマンション管理に関する法令等を参考にして、公平・中立的な立場でアドバイスさせていただきます。

電話相談日・時/平日 9:30～17:00

定休日/土・日・祝日・年末年始

- 管理組合運営、管理規約等のご相談
- 建物・設備の維持管理のご相談

☎03-3222-1517

☎03-3222-1519

詳細はこちら

(公財) マンション管理センター ホームページ

<https://www.mankan.or.jp/>



マンション管理士派遣事業

住宅政策課 ☎839-2136

高松市マンション管理士派遣事業について

マンションの管理組合の適切な運営及びマンションの適切な管理を支援するため、無料で国家資格者であるマンション管理士を派遣し、マンションの管理に必要な知識・情報等を提供する制度です。

できること

- (1) 管理規約など、管理組合運営に関する相談
- (2) 管理費や修繕積立金に関する相談
- (3) 管理会社の委託契約などに関する相談
- (4) 大規模修繕や長期修繕計画に関する相談

できないこと

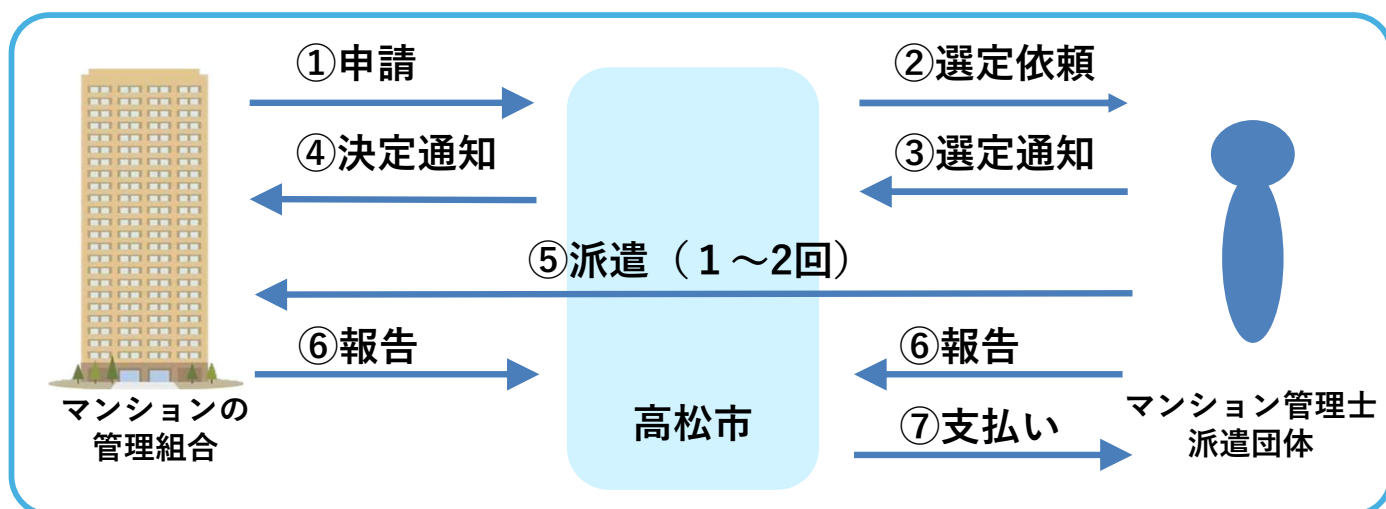
- (1) 建物の調査（精密測定や劣化診断など）
- (2) 大規模修繕計画や長期修繕計画を作成する作業
- (3) 修繕工事の設計や見積もり比較検討など
- (4) 工事や維持管理業務の受発注や、業者の紹介
- (5) 居住者間や近隣住民との紛争の解決や権利調整

申請方法

高松市マンション管理士派遣申請書に必要事項を記入のうえ、派遣希望日の20日前までにご提出ください。

1回の申請につき派遣は2回までです。

事業の流れ



詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

マンション 派遣



民間賃貸住宅について相談したい

安心ちんたいコールセンター

(公益財団法人 全国賃貸住宅経営者協力連合会)

☎0570-08-5584

電話相談日・時/ (平日) 月曜・水曜・金曜 10:00~17:00
【休暇及び年末年始は除く】

◎家主・入居者の方々を対象とした賃貸住宅に関する様々なお悩み
相談窓口です。

※相談員に法律の専門家はおりませんのでトラブル等の解決をお求め
の方は弁護士等にご相談ください。

詳細はこちら

安心ちんたいコールセンターホームページ

<https://www.chintai.or.jp/consultation/>



賃貸住宅に関する書面での相談

(公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会)

居住用賃貸住宅に関してお困りの方（入居者・家主・管理会社）
に対してアドバイスを行っています。

※相談は書面（Webフォーム・FAX・手紙）でのみ受付けています。

詳しくはHPをご覧ください。

詳細はこちら

公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会ホームページ

<https://www.jpm.jp/>





住宅かし保険

マンション・アパートの修繕工事を実施するなら、 「大規模修繕工事かし保険」!

大規模修繕工事かし保険が不安を解消します!!

信頼できる業者さんに
お願いしたいな・・・



しっかりした工事を
お願いしたいな!

なるほどー♪

どーしょー...

こんな時は...



工事会社に『大規模修繕工事かし保険』の
加入をお願いしましょう。

★保証体制の整った事業者が大規模修繕工事を行います!

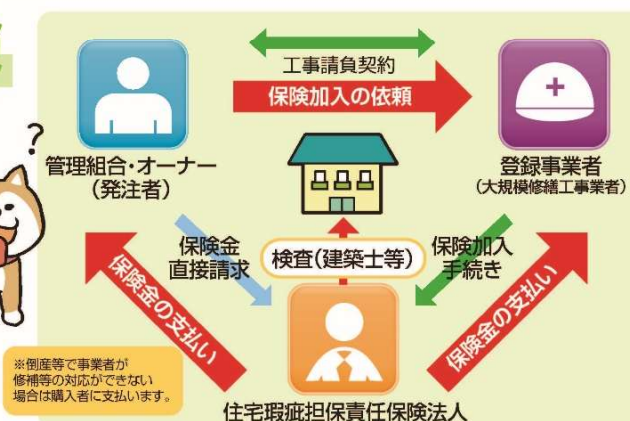
国土交通省認可の保険法人にあらかじめ登録した大規模修繕工事業者しか「かし保険」は使えません。

★大規模修繕工事業者に倒産等があっても安心!

大規模修繕工事業者に倒産等があった場合でも、管理組合・オーナー（発注者）は保険法人に修補費用を
直接請求することができます。

大規模修繕工事かし保険 ってどんな保険?

マンションなら【管理組合】さま、アパ
ートなら【オーナー】さまなどの「発注者」
と「大規模修繕工事業者」を、万が一の
事態に備えてお守りする「検査」と「保
証」がセットになった保険です。



大規模修繕工事かし保険の仕組みの
詳細は、アニメ動画でも
解説しているよ!



協会アカウントYoutubeアドレス https://www.youtube.com/channel/UCsYSwgOX7D_SAFbIDPZZZyw

保険について Q&Aでお答えします。

保険について
わかりやすく
おしえてください



Q1 保険の対象はどこになるの？

対象となるのは、登録事業者(大規模修繕工事業者)が、管理組合・オーナー(発注者)と締結した工事請負契約に基づき、保険対象工事を実施した以下の部分・設備等です。

①構造耐力上主要な部分②雨水の浸入を防止する部分③給排水管路④給排水設備⑤電気設備などです。

Q2 支払いする保険金の種類は？

お支払いする保険金の種類は、主に以下となります。

①修補に要する費用 ②事故調査費用 ③仮住まい費用などです。

Q3 大規模修繕工事業者が倒産した場合はどうなるの？

大規模修繕工事業者が倒産した場合でも、保険に加入していれば、瑕疵が認められた場合見積もり内容を確認の上、修補費用等の保険金をお支払いします。



Q4 保険期間は？

大規模修繕工事を行った部分によって異なります。(補償内容によっても異なる場合があります)

1	構造耐力上主要な部分 雨水の浸入を防止する部分 給排水管路 給排水設備 電気設備など	工事完了から5年間
2	手すりなど	工事完了から2年間

Q5 どの業者に依頼すれば保険に入れるの？ その手続きは？

保険法人に登録されている大規模修繕工事業者です。

※(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページでも

事業者の一覧が確認できます。

<https://www.kashihoken.or.jp/individuals/reform/search.php>

まずは、大規模修繕工事業者に保険加入をするようお願いしてください。

保険の申込み手続きは、大規模修繕工事業者が行います。



工事契約締結前

- ①保険の加入をお願いしましょう。
- ②保険の内容(保険金の支払い対象や限度額)を確認しましょう。

工事契約締結時

- ③保証書の確認をしましょう。

工事終了後

- ④保険の内容を記載した書面を受け取りましょう。

Q6 個人で申し込みはできないの？

個人での申込みはできません。大規模修繕工事業者に保険加入の依頼をお願いしております。

※大規模修繕瑕疵保険の詳細はこちら！

<https://www.kashihoken.or.jp/individuals/reform/daikibo.php>



お問い合わせは



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

<https://www.kashihoken.or.jp/>

住まい 全般

- ・ 住まいについての相談
- ・ 自治会について
- ・ 高松市公式ホームページ

住まいについて相談したい

住まいるダイヤル

(公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター)

☎03-3556-5147

電話相談日・時/平日 10:00~17:00

定休日/土・日・祝日・年末年始

- ①住まいるダイヤルは国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。
- ②建築士の資格を持ち、住宅に関する広い知識を備えた相談員が、専門的な見地からアドバイスします。

詳細はこちら

住まいるダイヤルホームページ

<http://www.chord.or.jp/>



MEMO

各種事業・制度の詳細は各担当窓口にご相談ください

地域とつながりを持ちましょう！

協働コミュニティ推進課 ☎839-2277



登下校の見守り



また、子どもから高齢者まで参加できるイベントや交流の場を提供し、地域の温かいつながりを育んでいます。

地域への身近な入口、自治会とは？

自治会は、地域の安全と生活を支える心強い存在です。日々の防災訓練や地域の見守り活動を通して、災害時には住民同士の絆を結び、スムーズな支援を行います。



特に大規模災害時には、情報を共有し、困難に立ち向かうための調整役を担う重要な役割を果たします。

清掃活動



イベント



自治会は、安心して暮らせるまちづくりの中心的存在です。地域の頼れる仲間として、あなたも参加してみませんか？

地域の情報はお近くのコミュニティ協議会へ！
自治会の加入・結成などの相談にも応じます！

コミュニティ協議会の検索はコチラ→
「コミュニティ協議会エリア」に☑を入れて該当の場所をクリック



詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

自治会



高松市公式ホームページに「豊かな住まいづくり」と題した住宅関連の事業のリンク集があります。

高松市が行っている事業のほか、国が実施している補助等の情報を掲載しています。

また、住宅金融支援機構四国支店と共同で作成した、住まいに関する動画も載せています。

豊かな住まいづくり（住宅総合案内）



補助金、空き家、住まいのこと
豊かな住まいづくり

住まいを借りる・貸す



制度（事業）名	制度（事業）の概要
1 高松市移住ナビ（外部サイト）	移住に関する情報ページです。
2 住宅セーフティネット制度	子育て世帯や高齢者、障がい者、所得の低い方などいにお困りの方が入居できる民間賃貸住宅の情報を提供する制度です。
3 終身建物賃貸借制度	高齢者単身・夫婦世帯が、民間賃貸住宅に居住する借家人一代限りの借家契約を結ぶことができる制度
4 高齢者向け住まい・施設	高齢者向けの住まい・施設についての情報です。
5 市営住宅の申し込みについて（外部サイト）	市営住宅の申し込みについてはこちらをご覧ください

家づくりに物申す！省エネリフォームで性能アップしませんか？

既存住宅の省エネリフォームに関する動画を作成しました。
動画では、一般社団法人Forward to 1985 energy life理事の中野様を講師として、実際に施工した省エネリフォームの具体事例や、効果についてお話しいただいています。
ぜひご視聴ください。

第1部 既存住宅の省エネ性の状況と課題



是非、御覧ください

詳細はこちら

住宅総合HP

豊かな住まいづくり





【発行元】

高松市 都市整備局
住宅建築部 住宅政策課
高松市番町一丁目8番15号
TEL : 087-839-2136



住宅総合HP

高松市 豊かな



検索